

学校給食における食中毒発生（疑い）時の
対応マニュアル



令和元年10月

上三川町教育委員会

(E-30 学校給食センター共有・食中毒マニュアル)

目次

I	はじめに	1
II	児童生徒に学校給食を起因とした食中毒（疑い）が発生した場合.....	2
1	学校の対応	2
	食中毒（疑い）が発生した場合の学校の初動フロー	4
	校内体制の例	5
	【様式1】 感染性胃腸炎等の発症（疑い）確認表	6
	【様式2】 学校における感染症・食中毒発生状況	7
	【様式3】 学校給食における感染症・食中毒発生に対する関係機関からの指示事項.....	8
2	上三川町教育委員会（教育総務課・給食センター）の対応.....	9
	食中毒が発生した場合の上三川町教育委員会の対応フロー	11
	学校給食を起因とした食中毒（疑い）が生じた場合の連絡体制	12
III	学校給食従事者等に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の対応	13
1	従事者に感染性胃腸炎等の発症（疑い）が生じた場合.....	13
	調理員に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の給食実施の判断フロー	16
	従事者に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の対応フロー	17
2	従事者の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応.....	18
	従事者の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応フロー	20
3	従事者が定期検査の結果で陽性反応（疑い）となった場合（不顕性感染）	21
	従事者が定期検査の結果で陽性反応（疑い）となった場合（不顕性感染）の対応フロー	22
	（センター様式1）学校給食従事者（家族）の感染性胃腸炎等の発症（疑い）報告書.....	23
	（センター様式2）健康・作業状況確認表（学校給食従事者・家族）	24
	（センター様式3）職員健康観察表	25
	（センター様式4）給食センター内の消毒箇所確認表	26
IV	付録.....	29
	上三川町学校給食集団食中毒緊急対策本部設置要綱	29

1 はじめに

学校給食は、児童生徒たちの学校生活における楽しみの一つであるとともに、適切な栄養摂取のほか、食事マナーや食に対する感謝の気持ちを学ぶ機会となるなど、学校教育におきましてとても大切なものです。そのためには、安心安全な食事として提供されなければなりません。

学校給食における衛生管理の徹底については、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等で規定されているところですが、食中毒の事故発生を想定して、徹底した安全管理を図ることを目的に「学校給食における食中毒等対応マニュアル」を定め、その対策を講じることとします。

この対応マニュアルは、学校給食を起因とする食中毒等発生時の対応をまとめ、関係機関が連携して児童生徒に対して安全対策を行うための共通認識事項とします。

令和元年10月
上三川町教育委員会

Ⅱ 児童生徒に学校給食を起因とした食中毒（疑い）が発生した場合

1 学校の対応

欠席者の欠席理由や異常を訴えた児童生徒の症状に、腹痛・下痢・嘔吐・発熱等が共通に見られるなど、学校給食を起因とした食中毒（疑い）があるときには、学校は次のとおり対応する。その際、他の児童生徒に動揺を与えないように配慮する。

(1) 発生時の措置（給食を起因とした食中毒と判明していない状態）

- ア 児童生徒に感染症・食中毒が疑われる症状がある場合には速やかに学校医に連絡し、診断の必要があるとされた場合には、学校医又は医師の診断を受けさせること。
- イ 感染症・食中毒の集団発生※の場合は、速やかに学校医、教育総務課および給食センターに連絡するとともに、消毒その他適切な処置、臨時の健康診断、出席停止、臨時休業等の措置を講ずる。また、場合によっては原因究明と再発防止に向け、保健所が行う調査に協力する。

※ 集団発生とは（平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号厚生労働省健康局長等通知）

- i 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合
- ii 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- iii i 及び ii に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合（例えば学級等の出席状況に異常が認められる場合、学級、部活動などの集団内で複数名が同一の症状を発症している場合など）

(2) 食中毒（疑い）の的確な把握

【様式 1】（6 ページ）を用い、児童生徒、保護者への聞き取りを行う。

(3) 保護者への対応

- ア 医療機関を受診していない場合は、受診を促す。
- イ 医師の診断の有無と所見を用い確認する。
- ウ 必要に応じて P T A 会長と協議を行い、保護者説明会を開催し、以下の点について説明を行う。
 - ① 感染症等の発生状況を周知し、協力を求める。その際、発症した児童生徒等に関する個人情報の取扱い等には十分に配慮する。
 - ② 消毒、健康調査、保健所からの依頼に応じて検便等を実施し、その趣旨や実施方法を説明し、協力を依頼する。
 - ③ 夜間休日急患診療所など、医療機関の対応について案内をする。

(4) 該当児童生徒（本人）への対応

- ア 本人の症状により、保護者と連絡をとった後、必要な場合、出席を停止する。
- イ 苦痛や不安を和らげる等、適切に対応する。
- ウ 児童生徒の食生活等について、十分な注意と指導を行う。

(5) 関係機関への連絡

ア 発症の疑いがある時点（原因が特定できていない状態）

- ① 教育総務課に電話で報告を行う。
- ② 出席停止や欠席の報告は、「学校欠席者情報収集システム」上で行う。
- ③ 学校医へ報告し指示を受ける。また、指示を受けた内容については、「学校給食における感染症・食中毒発生に対する関係機関からの指示事項【様式3】（8ページ）」にまとめ、教育総務課へ電子データで報告する。

イ 給食を起因とした食中毒であると判明した場合

- ① 教育総務課および給食センターへ電話で速やかに行うとともに、「学校における感染症・食中毒等発生状況報告【様式2】（7ページ）」の3（3）と9以外を記入し、電子データで報告する。
- ② 学校医および県南保健所（調査が入った場合）からの指示事項を【様式3】（8ページ）にまとめ、教育総務課へ電子データで報告する。
- ③ 関係機関と連携し、食中毒が終えんしたと判断された場合には終えん年月日を記入した【様式2】（7ページ）を教育総務課および給食センターへ電子データで報告する。

(6) 出席停止又は臨時休業を行う場合の留意事項

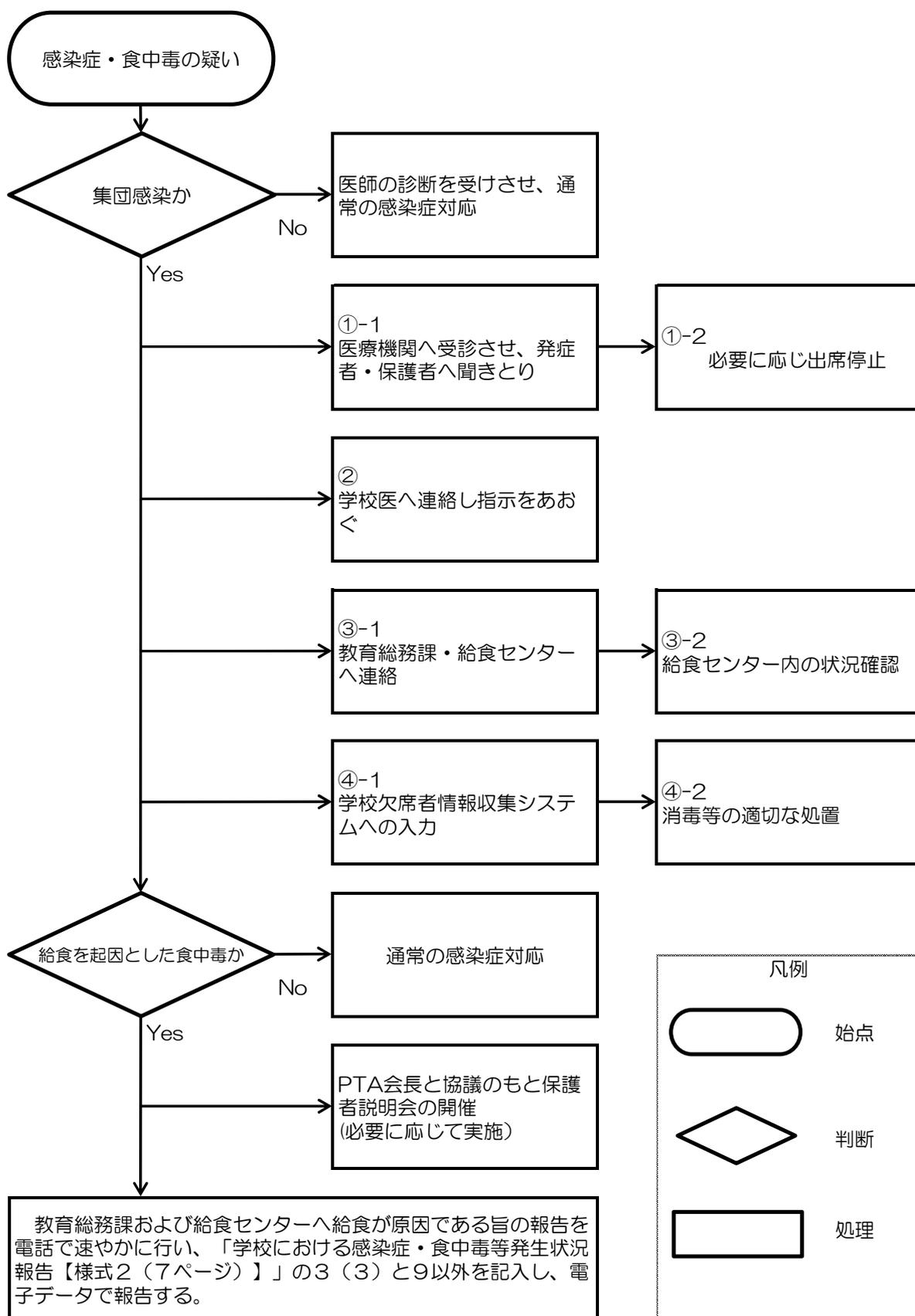
ア 出席停止の対象は、感染症にり患している、又はり患している疑いがある、り患のおそれのある児童生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童生徒にあってはその保護者に指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健法施行規則で定める基準による。（学校保健安全法施行令第6条）

イ 臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。（学校保健安全法第20条）

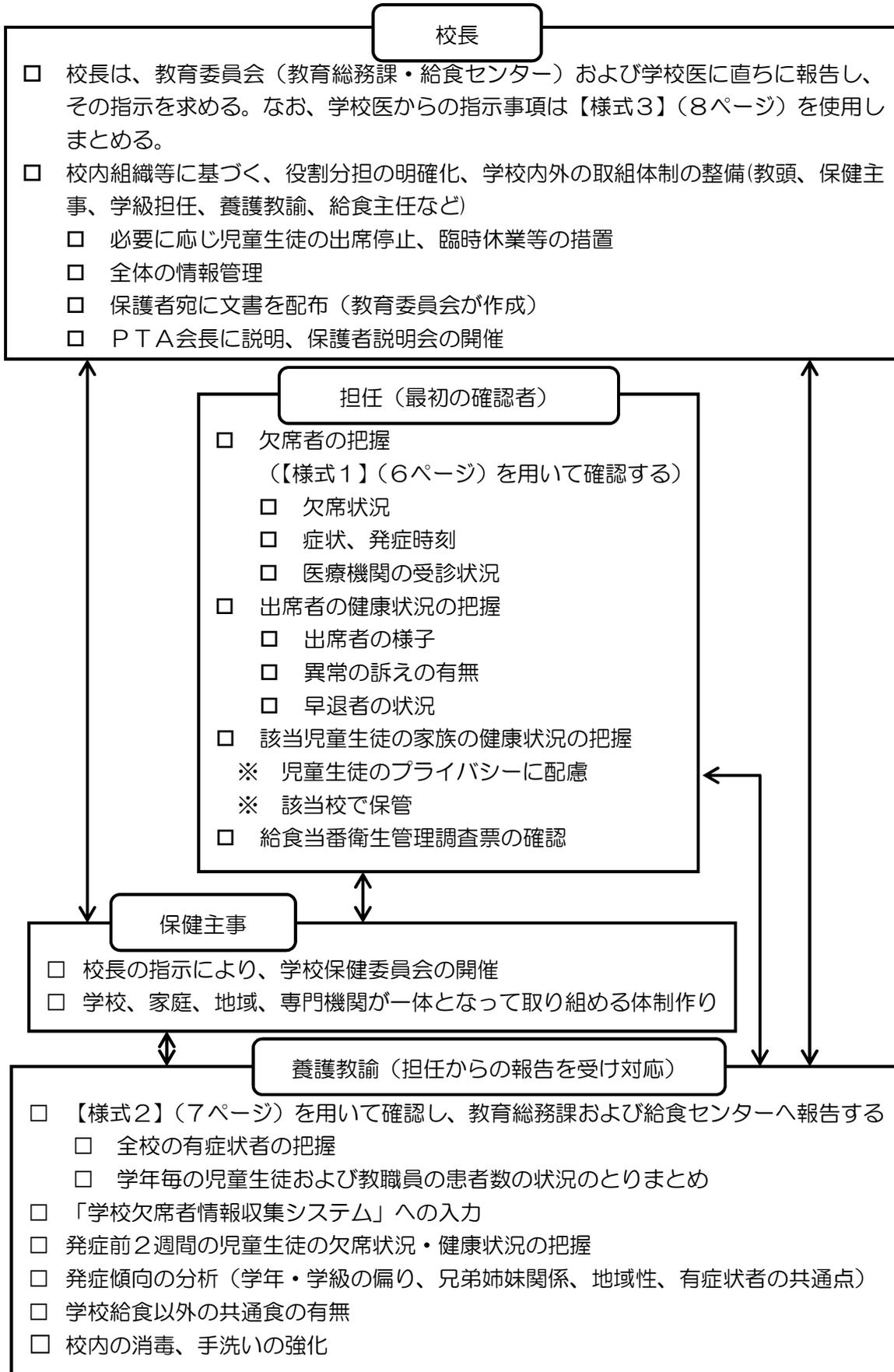
ウ 出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。

エ 臨時休業後に授業を再開する場合には、児童生徒等の欠席状況、り患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。

食中毒（疑い）が発生した場合の学校の初動フロー



校内体制の例



【様式1】

＜学校から保護者へ聞きとり用＞

確認日 年 月 日

学校名： _____

確認者： _____

感染性胃腸炎等の発症（疑い）確認表

※該当欄に○をつけてください。

1	発症・疑いのある 児童生徒	学級 年 組 氏名
2	症状（疑い）発生日時	年 月 日 時 分
3	症状	腹痛 有 無
		下痢 有（軟便・水様便・粘血便） 無
		吐き気 有 無
		嘔吐 有（ ）回 場所： 無
		発熱 有 発生時（ ）℃ 現状（ ）℃ 無
		その他
4	該当者の医療機関受診の有無 及び所見	有 ・ 無 (受診医療機関名) (医師所見)
5	経過	年 月 日 時 分 出席停止・早退
6	その他	

【様式2】

(学校→町教育委員会→河内教育事務所→県教育委員会)

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

(感染症・食中毒、どちらかに○をつけてください。)

(年 月 日現在)

1 学校名														校長名				
2 学校の所在地														電話番号				
3	(1) 病名																	
	(2) 発生年月日																	
	(3) 終焉年月日																	
	(4) 発生の場所																	
	(5) 患者数・欠席者数 及び死亡者数	区分 学年	児童生徒数			患者数			うち欠席者数			うち入院者数			うち死亡者数			備考 (職員の該当者数 を記載)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6) 発生の経緯																		
4 患者及び死亡者発見の 動機																		
5 感染症・食中毒の発生 原因																		
6 感染症・食中毒の感染 経路																		
7 臨床症状の概要(主な 症状等)																		
8	(1) 学校の処置																	
	(2) 学校の管理機関の 処置																	
	(3) 保健所その他の関 係機関の処置																	
9 都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																		
10 その他参考となる事項																		

【様式3】

(学校→町教育委員会→河内教育事務所→県教育委員会)

学校給食における感染症・食中毒発生に対する関係機関からの指示事項

作成年月日 年 月 日

学校名 _____

校長名 _____

1. 学校医からの指示事項

2. 県南保健所からの指示事項

2 上三川町教育委員会（教育総務課・給食センター）の対応

速やかに必要な情報収集と正確な状況把握に努め、事態の推移を見据えた適切な判断に基づいて的確な措置を講じる。また、教育委員会内で情報の共有を図り、連携・協力の上対応する。

【基本的な対応】

- 児童生徒の保護を最優先する。
- 医療機関、保健所との連携を図る。
- 緊急対策本部を設置し、学校および給食運営に指導助言をする。

(1) 教育総務課の対応

ア 受配校への連絡

- ① 受配校で発生した場合は、原因究明をするための適切な指示をする。
- ② その他の受配校へは、発生の概要を説明し、健康調査結果を求めるなどの情報収集を行う。

イ 関係機関への報告

- ① 子ども家庭課へ連絡を入れ、町長部局と情報を共有する。
- ② 県南保健所、河内教育事務所を通じ県教委学校安全課電話で第一報を入れる。
- ③ 同機関により立ち入り検査などが行われる場合は、円滑に行われるように配慮し、教育総務課長等が立ち会う。

ウ 緊急対策本部の設置・運営（「上三川町学校給食集団食中毒緊急対策本部設置要綱」を参照）

① 構成員

- 本部長 教育長
- 副本部長 教育総務課長
- 本部長 上三川町立学校給食センター運営委員会会長
上三川町給食センター所長 小中学校長会会長
食中毒発生校の校長

② 学校に対する指導

- i 当面の措置について必要な指導を速やかに行う。
- ii 食中毒の再発や二次感染を防ぐとともに、学校においていじめなどの不当な取り扱いがされないよう必要に応じて指導を行う。
- iii 給食の休止、再開および献立の変更等について連絡を行う。

③ 連絡体制の整備

- i 関係機関との連携を密にし、学校、学校医、町医師会、県南保健所、河内教育事務所、県教委学校安全課との連絡体制を整える。
- ii 患者等の受け入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、食中毒の二次感染の防止などに対応する。
- iii 状況に応じて委託業者を招集し、協議および指導等を行う。

iv 報道機関への窓口を一本化する。

④ 補償等について

i 児童生徒については日本スポーツ振興センターの共済給付制度により対応する。

ii 教職員については公務災害として対応し、関係部局に連絡する。

iii 給食センターで加入している生産物賠償責任保険および委託業者の補償により、発症者への対応を行う。

(2) 給食センターの対応

ア 報告書の作成

学校から提出のあった【様式2】「学校における感染症・食中毒等発生状況報告（7ページ）」に、必要書類を添付し、すみやかに河内教育事務所へ提出する。

○様式2に添付する書類

様式2に添付する（同時提出）	学校でとりまとめるもの（後日提出）	後日提出
① 献立表（使用食品を記載したもの） 2週間分 ② 学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日） ③ 調理作業工程表 ④ 作業動線図 ⑤ 加熱温度記録簿 ⑥ 給食用物資検収票 ⑦ 検食簿 ⑧ 学校給食従事者の検便検査結果 ⑨ 学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿 ⑩ 学校給食日常点検票 ⑪ 発生の経過を時系列にまとめたもの	【様式3】 ① 学校医等の指示事項 ② 保健所の指示事項（調査があった場合）	① 保健所の指示事項 ② 調理室の平面図 ③ 保存食記録簿 ④ その他

イ 給食の休止・変更に伴う対応

県南保健所の指示により休止、献立の変更等を受け、対応の内容、方法、期間等について、受配校と関係業者へ、的確かつ、速やかに連絡する。

ウ 委託業者に対する指導

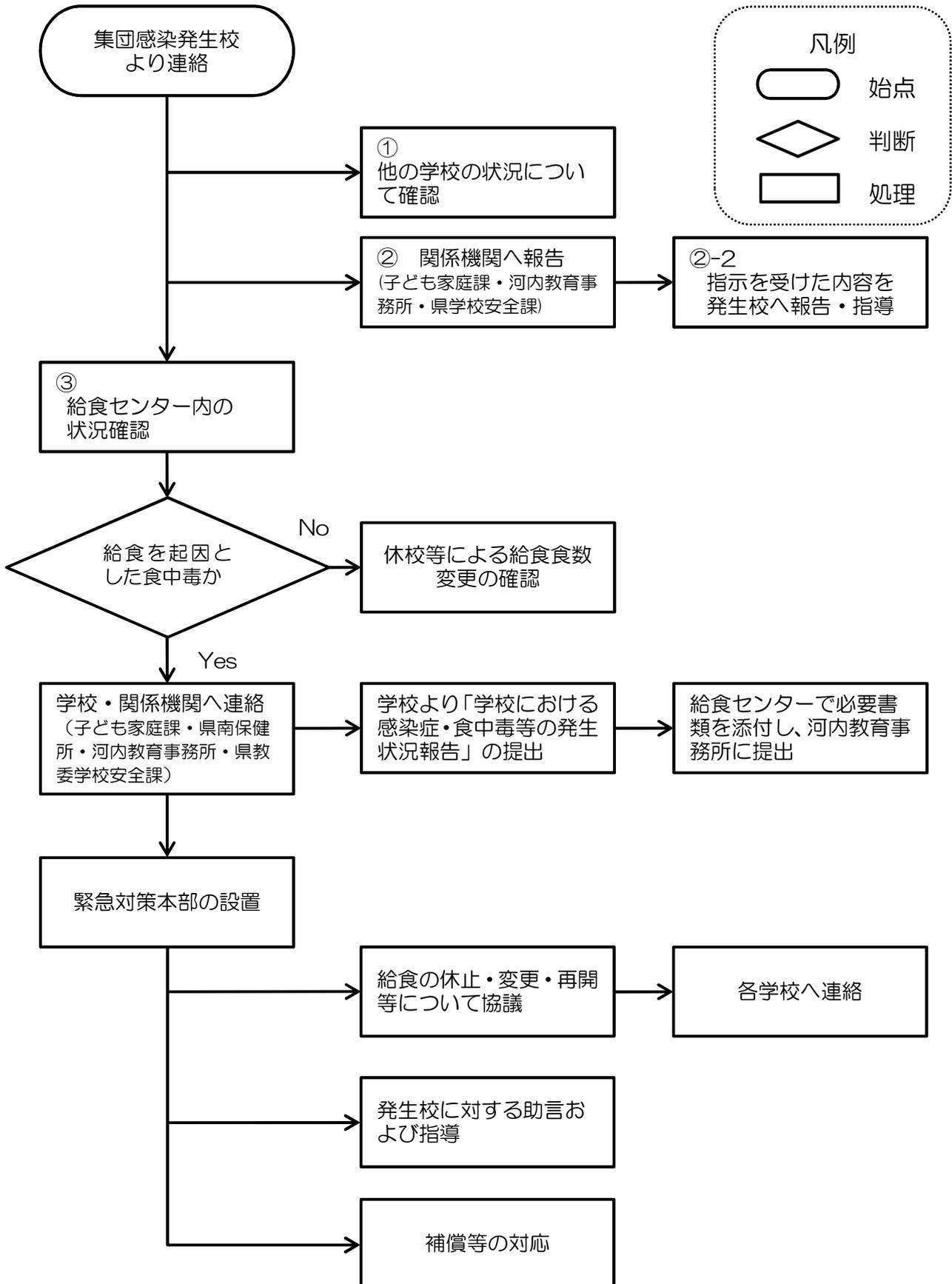
① 調理員、配膳員等従事者の健康状態の把握を行う。

② 全職員を緊急召集し、状況を正確に伝え、今後の対応や業務について指示をする。

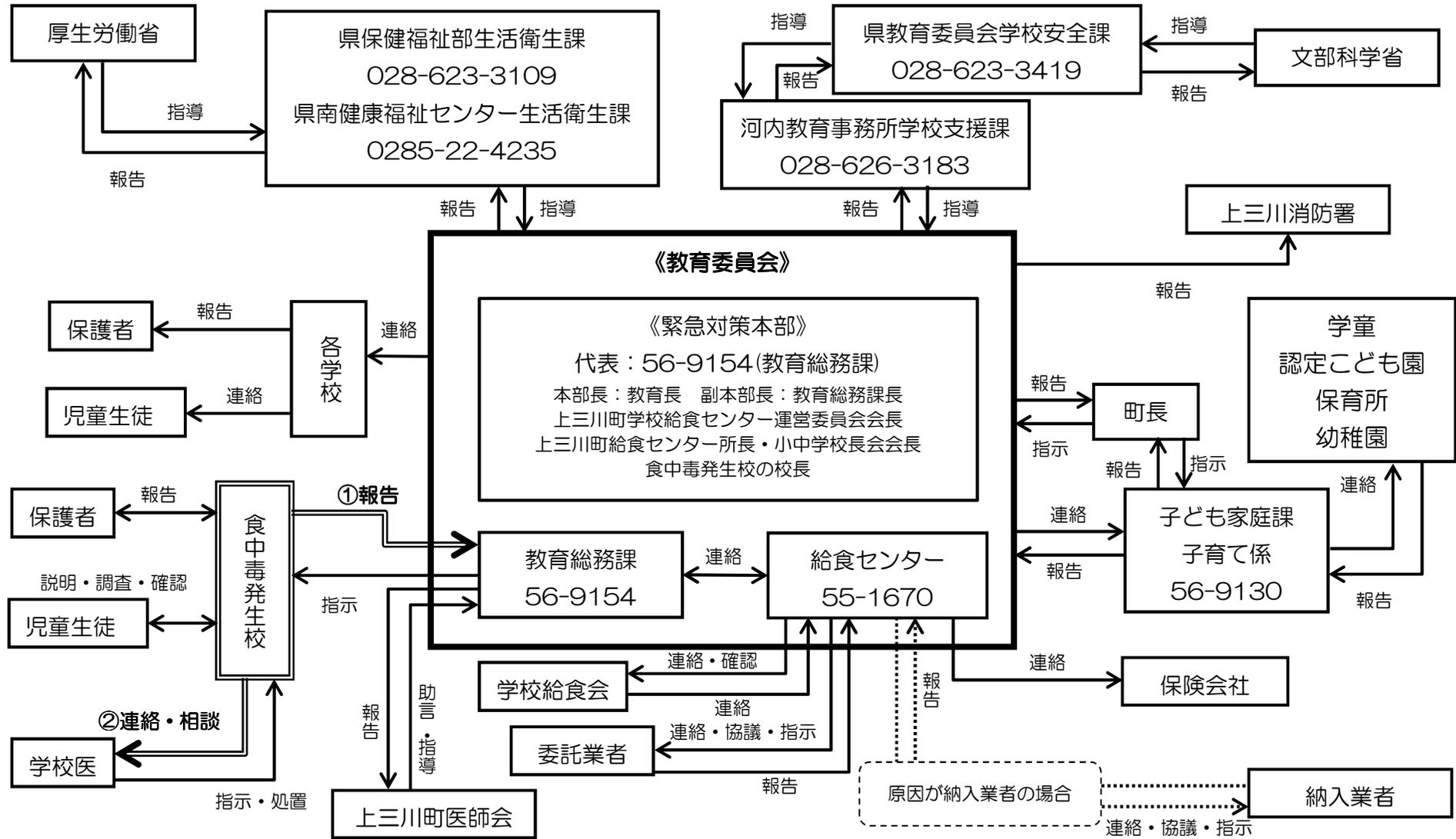
③ 現状を保存させる。

④ 立ち入り検査が行われる場合には、関係書類を準備させる。

食中毒が発生した場合の上三川町教育委員会の対応フロー



学校給食を起因とした食中毒（疑い）が生じた場合の連絡体制



Ⅲ 学校給食従事者等に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の対応

上三川町教育委員会は、給食センター所長又は衛生管理責任者から、学校給食従事者（以下、従事者）である給食センターの調理員、配膳員、配送員や事務職員、又はその同居人に感染性胃腸炎等の疑いが発生したとの報告を受けた場合、学校給食衛生管理基準に基づき、速やかに情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関に報告を行い、適切な措置を講じる。

学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示第64号）（抜粋）

四 ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状と診断された学校給食従事者は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる調理作業を控えさせるなど適切な処置をとること。また、ノロウイルスにより発症した学校給食従事者と一緒に食事を喫食する、又は、ノロウイルスによる発症者が家族にいるなど、同一の感染機会があった可能性がある調理従事者について速やかに高感度の検便検査を実施し、検査の結果ノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控えさせる等の手段を講じるよう努めること。

1 従事者に感染性胃腸炎等の発症（疑い）が生じた場合

(1) 委託業者の対応

- ア 発症（疑い）のある調理員に対し、「学校給食従事者（家族）の感染性胃腸炎等の発症（疑い）報告書」（センター様式1 23ページ）に基づき、給食センターへ報告する。
- イ 発症していない調理員に対し、「健康・作業状況確認表」（センター様式2 24ページ）に基づき健康状態の確認を行い給食センターへ報告する。
- ウ その他の従事者についても「職員健康観察表」（センター様式3 25ページ）に基づき健康状態の確認を行い給食センターへ報告する。
- エ 該当職員を食品に触れる業務から外し、医療機関に受診させ検査（リアルタイムPCR法、RT-PCR法等高感度の検査）を受けるよう指示をする。また、検査の結果が出たらすみやかに給食センターへ報告する。なお、受診する医療機関はあらかじめ決めておく。
- オ 「給食センター内の消毒箇所確認表」（センター様式4 26ページ以下）に基づき施設内の消毒を徹底する。
- カ 「健康・作業状況確認表」（センター様式2 24ページ）を用い本人の過去2週間の作業内容の確認を行う。
- キ 検査の結果が出るまでの間に給食を提供する場合は、加熱処理する食品の中心温度の確認（中心部が85～90℃で90秒間以上）を徹底するとともに、作業にあたる際には、衛生的手洗いを2回繰り返すなど、衛生管理の徹底を図る。

(2) 給食センターの対応

- ア 委託業者から陽性反応の検出あるいは胃腸炎症状を呈する職員について報告を受けた場合、(1)の事項について指示を行う。
- イ 「学校欠席者情報収集システム」で各学校の児童生徒や教職員の健康観察、欠席状況の確認をする。
- ウ 該当者が(1)エの検査で陽性反応が出た場合は、県南保健所および県学校安全課に連絡し、指示をあおぐ。
- エ 調理員の勤務状況を確認し、献立の変更が必要か検討する。

(3) 学校の対応

- ア 児童生徒や教職員の健康観察および欠席状況の把握を行う。
- イ 同様の症状を発症し欠席している児童生徒が多い場合、教育総務課に連絡し、「Ⅱ児童生徒に学校給食を起因とした食中毒（疑い）が生じた場合の対応」に移行する。

(4) 教育総務課の対応

- ア 給食センターより報告を受けたことをもとに、情報を整備する。
- イ 必要に応じて町医師会に相談し指示をあおぐ。

(5) 再検査の結果による対応

- ア 再検査の結果が陽性であった場合
 - ① 給食センターは学校へ連絡を行い、状況を報告する。また、教育総務課へ随時報告する。
 - ② 委託業者は、検査で陽性反応となった職員に対し、再度検査の指示を行い、陰性反応が確認されることを条件に復帰させる。
- イ 再検査の結果が陰性であった場合
 - ① 本人が陰性反応となった場合でも、家族が同症状を発症している場合は、家族の検査が陰性であると判別されるまで食品に触れる業務から外させる。
 - ② 本人の検査結果が陰性になったら、給食センターは学校へ連絡を行い事態の終えんを報告する。また、教育総務課に対しても同様に報告する。

(6) 状況による給食実施の判断基準

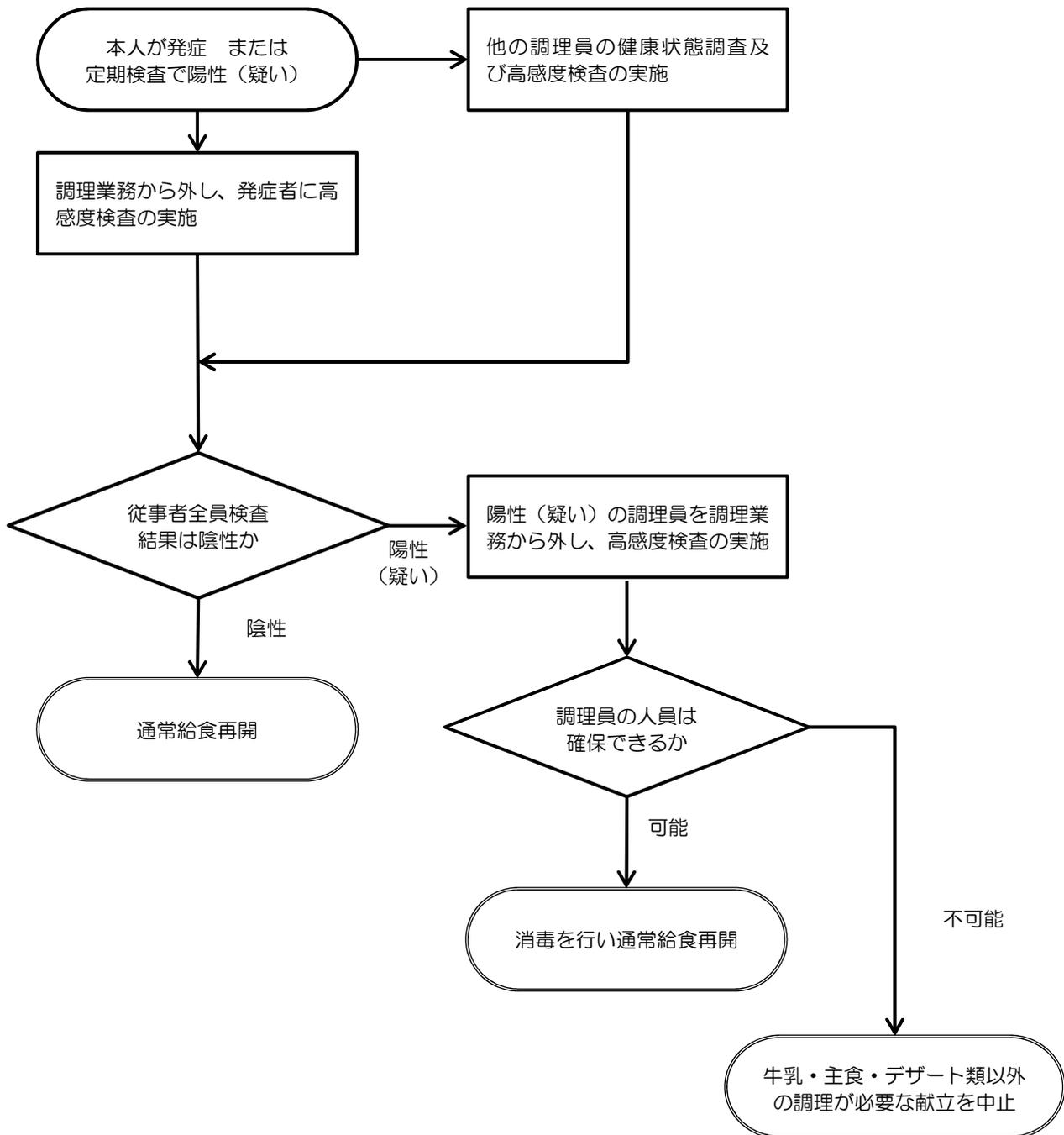
状況	対応
① 発症者(同居人の場合を含む。)を除いても、調理実施が可能であり、施設の消毒も調理前に実施でき、発症者が施設内で嘔吐するなどして感染を広げている恐れが無い場合	検査結果が出るまで、発症者を調理業務から外し、減員により給食継続
② 人員不足により調理実施不可	学校へ直送する品目(主食、牛乳、デザート等)を除く一部弁当対応
③ 施設内で嘔吐・下痢をし、感染症が疑われる場合	当時の状況や処理・消毒方法を確認し、中止について協議する
④ 表外※ア～ウに該当する場合	検査結果を待たず、関係機関に連絡、給食中止

※ (参考:「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」)

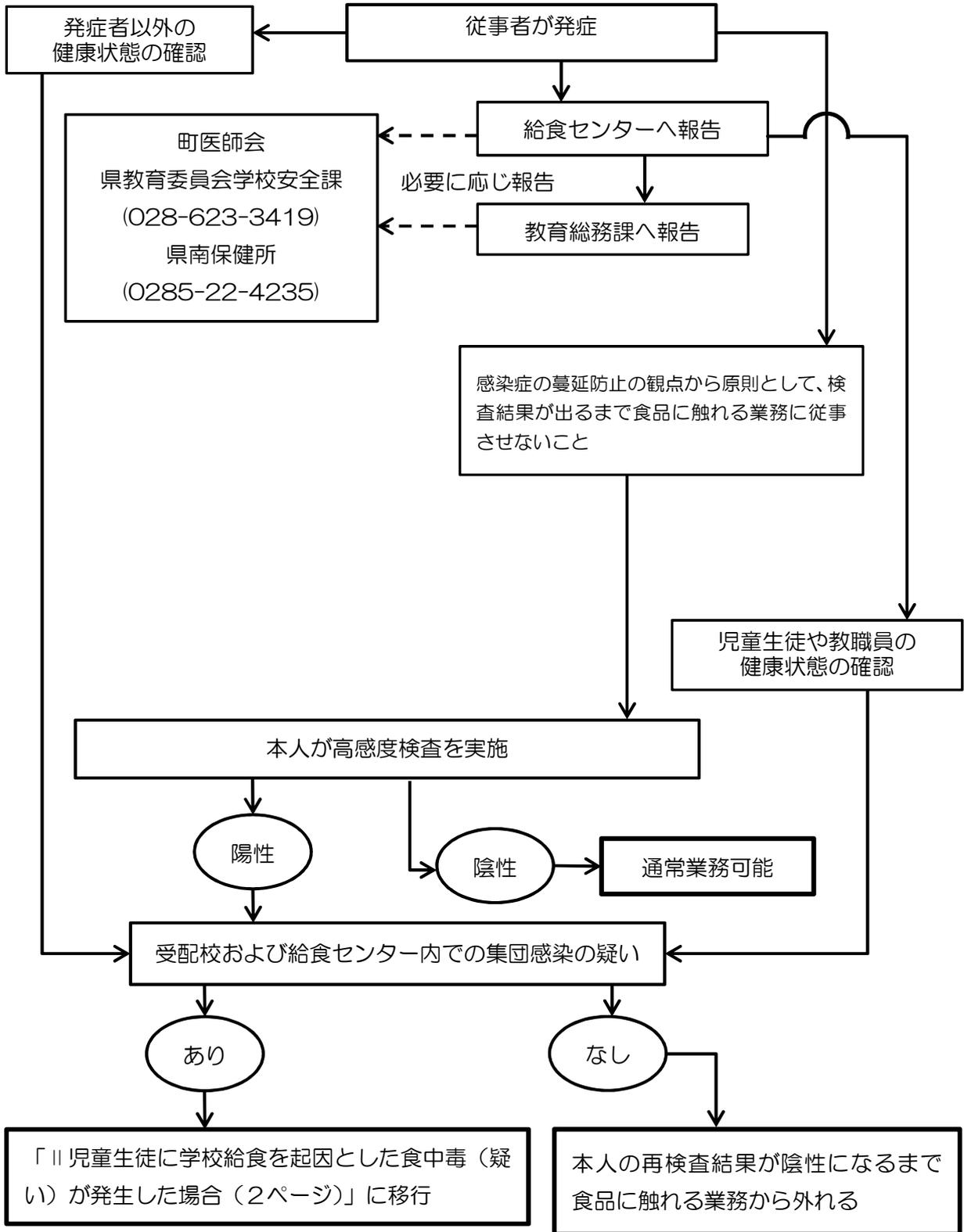
厚生労働省通知 平成17年2月22日付)

- ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

調理員に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の給食実施の判断フロー



従事者に感染性胃腸炎等の疑いが生じた場合の対応フロー



2 従事者の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応

(1) 調理員・配膳員の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応

- ア 該当調理員を医療機関に受診させ検査（リアルタイムPCR法、RT-PCR法等高感度の検査）を受けるよう指示をする。また、検査の結果が出たらすみやかに給食センターへ報告する。なお、受診する医療機関はあらかじめ決めておく。
- イ 該当調理員の検査結果が陰性であると確認がとれるまでは、調理に直接従事させない。
- ウ 該当の調理員の家族の健康状態を「学校給食従事者（家族）の感染性胃腸炎等の発症（疑い）報告書」（センター様式1 23ページ）に基づき聞き取りを行い、給食センターへ報告する。
- エ 該当の調理員については、「健康・作業状況確認表（センター様式2 24ページ）」に基づき健康状態および作業状況をまとめ給食センターへ報告する。
- オ その他の調理員については、「職員健康観察表」（センター様式3 25ページ）に基づき該当職員の健康状態をまとめ給食センターへ報告する。
- カ 「給食センター内の消毒箇所確認表（センター様式4 26ページ以下）」に基づき施設内の消毒を徹底する。学校の配膳室については配膳員が消毒を行う。
- キ 検査の結果が出るまでの間に給食を提供する場合は、加熱処理する食品の中心温度の確認（中心部が85～90℃で90秒間以上）を徹底するとともに、作業にあたる際には、衛生的手洗いを2回繰り返すなど、衛生管理の徹底を図る。
- ク 該当調理員の高感度検査の結果が陰性であると確認でき、家族の容態も回復したら通常作業へ戻し、事態の終えんを給食センターへ報告する。

(2) 配送員・事務職員の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応

- ア 「職員健康観察表」（センター様式3 25ページ）に基づき該当職員の健康状態をとりまとめ、給食センターへ報告する。
- イ 該当職員は家族の容態が回復し、保菌していないと確認がとれた場合、事態の終えんを給食センターへ報告する。それまでは食品に直接接触させることの無いようにする。

(3) 給食センターの対応

- ア 委託業者から陽性反応の出た職員の家族について報告を受けたら(1)または(2)の事項について指示を行う。
- イ 「学校欠席者情報収集システム」で各学校の児童生徒や教職員の健康観察、欠席状況の確認をする。
- ウ 調理員の勤務状況を確認し、献立の変更が必要か検討する。

(4) 学校の対応

- ア 児童生徒らの健康観察および欠席状況の把握を行う。
- イ 同様の症状を発症し欠席している児童生徒が多い場合、教育総務課に連絡し、「Ⅱ 児童生徒に学校給食を起因とした食中毒（疑い）が生じた場合の対応」に移行する。

(5) 教育総務課の対応

- ア 給食センターより報告を受けたことをもとに、情報を整備する。
- イ 必要に応じて町医師会に相談し指示をあおぐ。

(6) 検査の結果による対応

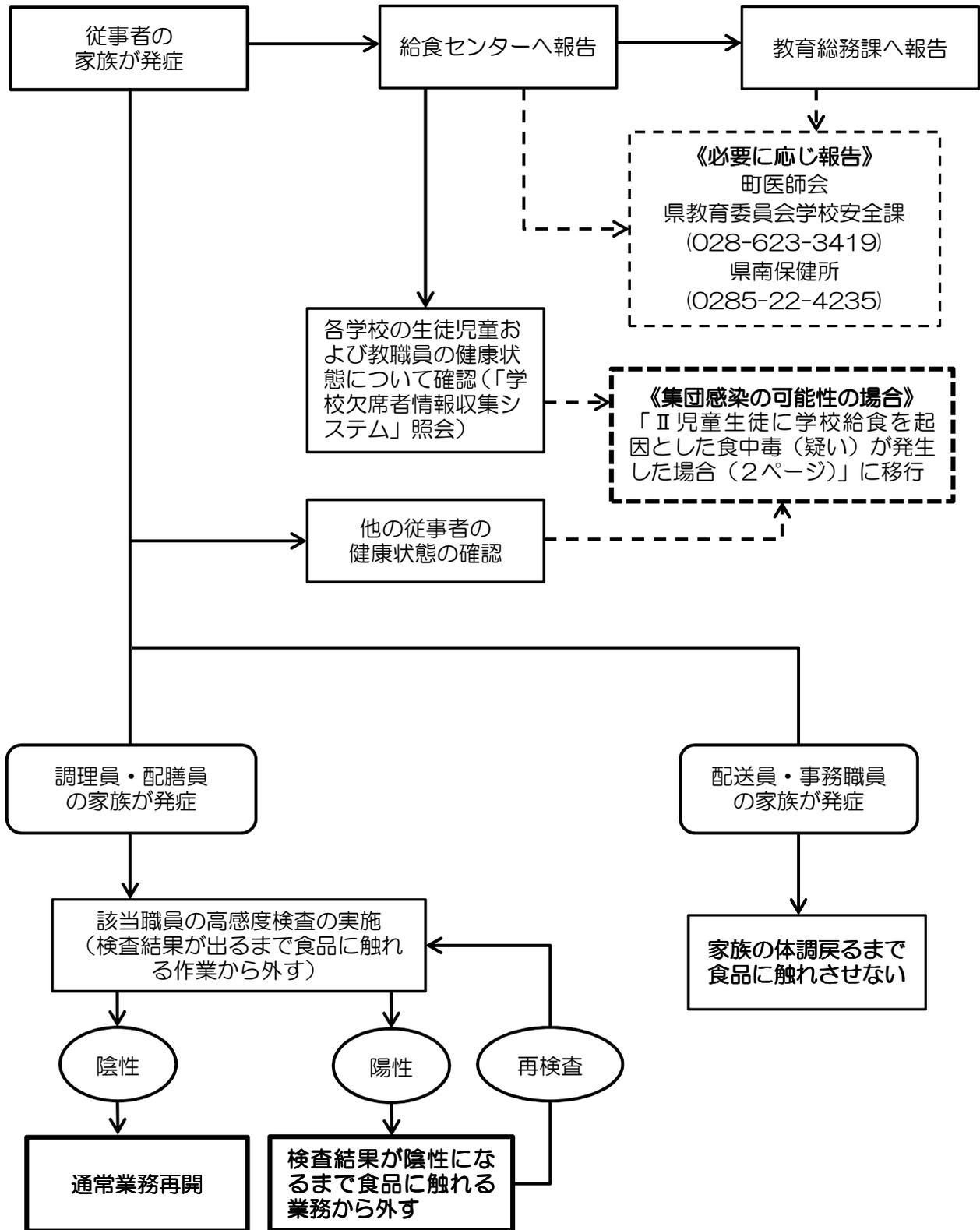
ア 検査結果が陽性であった場合

- ① 給食センターは学校へ連絡を行い、状況を報告する。また、教育総務課へ随時報告する。
- ② 委託業者は、検査で陽性反応となった職員およびその同居の家族に対し、再度検査の指示を行い、陰性反応が確認されることを条件に復帰させる。

イ 検査結果が陰性であった場合

- ① 本人が陰性反応となった場合でも、家族が同症状を発症している場合は、家族の検査が陰性であると判別されるまで食品に触れる業務から外させる。
- ① 本人のおよび同居の家族の検査結果が陰性となったら、給食センターは学校へ連絡を行い事態の終えんを報告する。また、教育総務課に対しても同様に報告する。

従事者の家族に感染性胃腸炎等の疑いがある場合の対応フロー



3 従事者が定期検査の結果で陽性反応（疑い）となった場合（不顕性感染）

(1) 委託業者の対応

- ア 定期検査で陽性反応（疑い）が出たら、該当の従事者をすみやかに業務から外し、医療機関に受診させ、指導を受けさせる。また、検査結果で陰性となる間は食品に触れる業務に当たらないようにする。
- イ 「学校給食従事者（家族）の感染性胃腸炎等の発症（疑い）報告書」（センター様式1 23ページ）に基づき、給食センターへ報告する。
- ウ 「健康・作業状況確認表（センター様式2 24ページ）」に基づき本人および家族の健康状態の確認を行い給食センターへ報告する。
- エ その他の従事者についても「職員健康観察表」（センター様式3 25ページ）」に基づき健康状態の確認を行い給食センターへ報告する。
- オ 「給食センター内の消毒箇所確認表（センター様式4 26ページ以下）」に基づき施設内の消毒を徹底する。学校の配膳室については配膳員が消毒を行う。
- カ 検査の結果が出るまでの間に給食を提供する場合は、加熱処理する食品の中心温度の確認（中心部が85～90℃で90秒間以上）を徹底するとともに、作業にあたる際には、衛生的手洗いを2回繰り返すなど、衛生管理の徹底を図る。

(2) 給食センターの対応

- ア 委託業者から陽性反応（疑い）の出た職員について報告を受けたら(1)の事項について指示を行う。
- イ 「学校欠席者情報収集システム」で各学校の児童生徒や教職員の健康観察、欠席状況の確認をする。
- ウ 必要に応じて県南保健所および県教育委員会に連絡し、指示をあおぐ。
- エ 調理員の勤務状況を確認し、献立の変更が必要か検討する。

(3) 学校の対応

- ア 児童生徒や教職員の健康観察および欠席状況の把握を行う。
- イ 同様の症状を発症し欠席している児童生徒が多い場合、教育総務課に連絡し、「Ⅱ 児童生徒に学校給食を起因とした食中毒（疑い）が生じた場合の対応」に移行する。

(4) 教育総務課の対応

- ア 給食センターより報告を受けたことをもとに、情報を整備する。
- イ 必要に応じて町医師会に相談し指示をあおぐ。

(5) 再検査の結果による対応

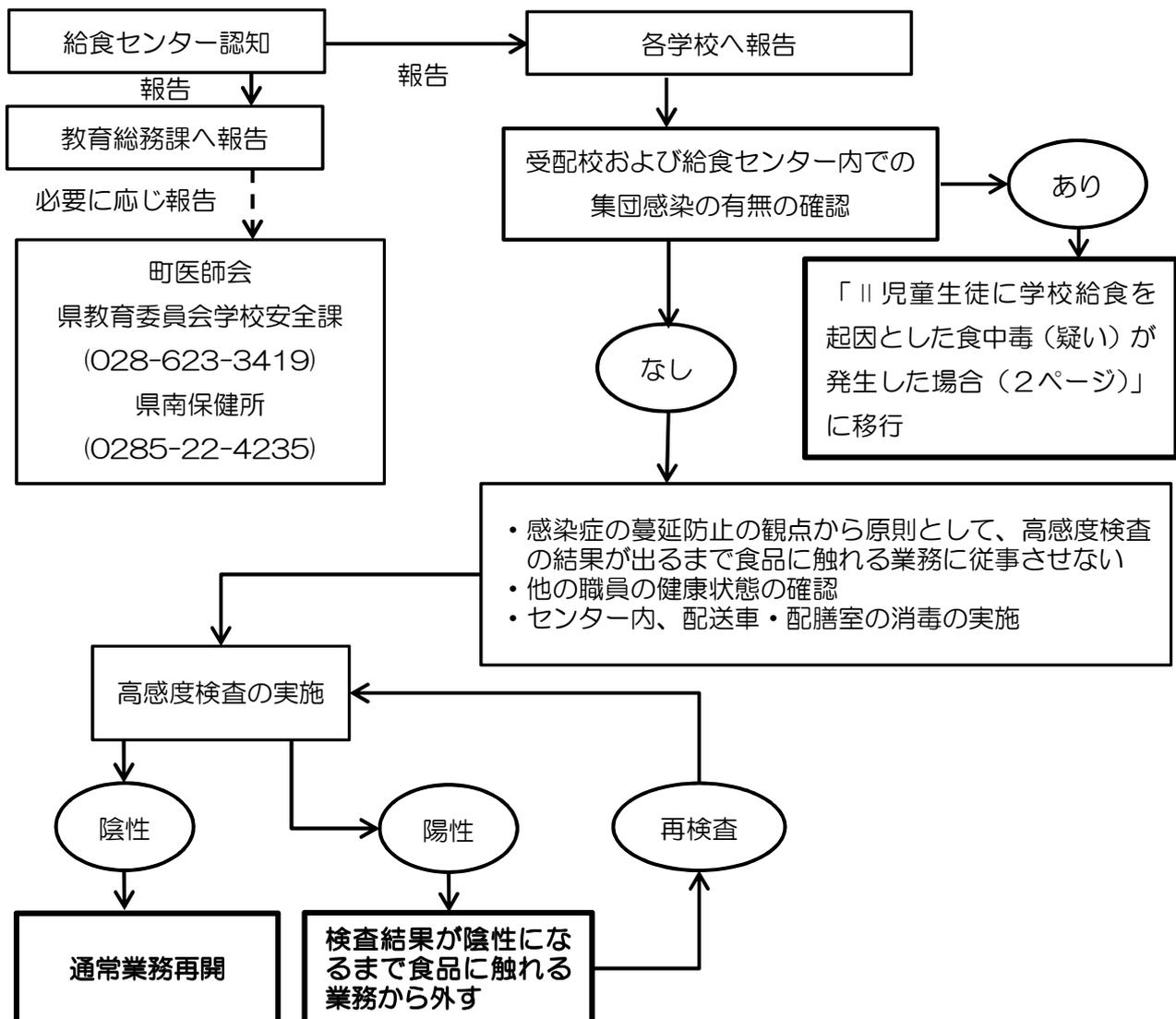
ア 再検査結果が陽性であった場合

- ① 給食センターは学校へ連絡を行い、状況を報告する。また、教育総務課へ随時報告する。
- ② 委託業者は、検査で陽性反応となった従事者に対し、再度検査の指示を行い、陰性反応が確認されることを条件に復帰させる。
- ③ 陽性反応であっても医師の指導のもと、食品に触れない業務であれば復帰可能とする。

イ 再検査結果が陰性であった場合

- ① 給食センターは学校へ連絡を行い事態の終えんを報告する。また、教育総務課に対しても同様に報告する。
- ② 症状がないことを確認し、復帰させる。

従事者が定期検査の結果で陽性反応（疑い）となった場合（不顕性感染）の対応フロー



(センター様式1)

(委託業者→給食センター)

上三川町立学校給食センター 宛て

提出日 年 月 日

学校給食従事者(家族)の感染性胃腸炎等の発症(疑い)報告書

所 属: _____

報告者: _____

※該当欄に○をつけてください。

1	発症・疑いのある 学校給食従事者	給食調理員	氏名 ()
		配膳員 運転手	
		本人・家族 ()	
2	症状(疑い)発生日時	年 月 日 時 分	
3	症状	腹痛	有 無
		下痢	有 (軟便 ・ 水様便 ・ 粘血便) 無
		吐き気	有 無
		嘔吐	有 () 回 場所: 無
		発熱	有 発生時 () °C 現状 () °C 無
		その他	
4	該当者の医療機関受診の有無 及び所見	本人: 有 ・ 無 / 家族: 有 ・ 無 (医療機関名) (医師所見)	
5	経過	年 月 日 時 分 出勤停止	
6	該当者の細菌検査の実施	細菌検査: 実施 ・ 未実施 検査方法: 結果予定日: 年 月 日 結果:	
7	その他		

健康・作業状況確認表 (学校給食従事者・家族)

年 月 日

記入者 ()

学校給食従事者・家族氏名 ()

※過去2週間分を記載すること

1. 健康状況

症状があるときは○を、無いときは☑をつける。

下痢のときには、便の性状(軟便・泥状便・水様便・血便)と排便回数も聞き取る。

月日	勤務の有無	体温	嘔吐吐き気	下痢	咳	咽頭痛鼻水	食欲低下	その他の症状	医療機関名 診断書	備考
0/0	早退	37℃	☑	☑	☑	鼻水	○	☑	〇〇医院 胃腸炎	処方薬 指導事項

2. 作業状況

月日	作業内容
0/0	AM 下処理→キャベツ切り→シチュー調理(A釜)→配食(A釜) PM おぼん洗浄(受け取り)

※健康状況と作業状況は過去2週間分を記載すること

(センター様式4-1)

給食センター内の消毒箇所確認表①

実施日 年 月 日 ()

担当者 _____

消毒時間 : ~ :

場 所		確認	場 所		確認
1 F	玄関	ドアノブ	2 F	休憩室	ドアノブ
		下駄箱			スイッチ (照明・エアコン)
		アルコール容器			ロッカー
	階段	手すり			事務用品
	トイレ	トイレ清掃の手順で			パソコン
	通路	スイッチ (照明・エアコン)			テーブル
		スイッチ (照明・エアコン)			電話機
	事務室	スイッチ (照明・エアコン)		研修室	ドアノブ
		電話機			スイッチ (照明・エアコン)
		テーブル			椅子
		テーブル			
		電話機			
		ダムウエター			
		給湯室	冷蔵庫・シンク蛇口		
		トイレ	トイレ清掃の手順で		

次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方 (作り置きはしないこと)

消毒液濃度	次亜塩素酸ナトリウム濃度	希釈方法 (水 3ℓ に対し)
0.1% (嘔吐物等の廃棄)	6%	約 50mℓ
	5%	約 60mℓ
0.02% (拭き取り用)	6%	約 10mℓ
	5%	約 12mℓ

(センター様式4-2)

給食センター内の消毒箇所確認表②

実施日 年 月 日 ()

担当者 _____

消毒時間 : ~ :

場 所		確認	場 所		確認	
消毒室	スイッチ (照明・エアコン)		下処理室	スイッチ (照明・エアコン)		
	ロッカー			殺菌庫 (まな板)		
	保管庫 (扉・ラック・靴)			殺菌庫扉 (器具)		
	手洗い場			調理室への仕切り戸		
	ドアノブ			シンク・蛇口		
検収室 入り口	ドアノブ			検収室通路扉		
	スイッチ			パススルー冷蔵庫扉		
検収室 通路	ドアノブ			パススルー冷蔵庫ラック		
	各部屋への扉			肉魚冷蔵庫扉・ラック		
	ピーラー			パススルー冷蔵庫扉		
検収室	ドアノブ			パススルー冷蔵庫ラック		
	スイッチ (照明・エアコン)			器具洗浄室シンク・蛇口		
	作業台			手洗い場		
	L型運搬車			電話機		
	ラック			器具洗浄室スイッチ		
	保存食冷凍庫ドアノブ			器具洗浄室シンク・蛇口		
	プラスチック保管庫			ホッパースイッチ		
	殺菌庫 (包丁)			調理室	スイッチ (照明・換気扇)	
	はかり				各部屋へのドアノブ	
	手洗い場				手洗い場	
	シンク・蛇口		作業台			
	電話機		運搬車			
	テーブル		冷蔵庫扉			
	筆記用具		パススルー冷蔵庫扉			
	各部屋への扉		保存食冷凍庫扉			
冷凍庫扉		熱風保管庫扉 (器具・食器)				
冷蔵庫扉		スライサー				
食品庫	スイッチ		さいの目カッター			
	ラック		ホッパースイッチ			
	ドアノブ		電話機			
			器具洗浄室スイッチ			
			器具洗浄室シンク・蛇口			
			回転釜			

次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方 (作り置きはしないこと)

消毒液濃度	次亜塩素酸ナトリウム濃度	希釈方法 (水 3ℓ に対し)
0.1% (嘔吐物等の廃棄)	6%	約 50mℓ
	5%	約 60mℓ
0.02% (拭き取り用)	6%	約 10mℓ
	5%	約 12mℓ

センター様式4-3)

給食センター内の消毒箇所確認表③

実施日 年 月 日 ()

担当者

消毒時間 : ~ :

場 所		確認	場 所		確認
あえものの室	スイッチ (照明・エアコン)		洗浄室	スイッチ (照明)	
	ドアノブ			ドアノブ	
	冷蔵庫扉・ラック			手洗い場	
	真空冷却機			作業台	
	和え物ラック			シンク・蛇口	
	作業台			洗浄機スイッチ・扉	
	シンク・蛇口			熱風保管庫扉	
	手洗い場			洗浄室前室取っ手	
	電話機			洗浄室前室シャッター	
揚げ物室	スイッチ (照明・エアコン)			洗浄室前室ホッパー	
	ドアノブ			電話機	
	冷凍庫扉				
	コンベクション				
	フライヤー				
	保管庫				
	作業台		運転手 控え室	ドアノブ	
	シンク・蛇口			スイッチ (照明・エアコン)	
	手洗い場			テーブル	
電話機		ロッカー			
調味料庫	ドアノブ		トラック		
	スイッチ (照明)				
	はかり				
	作業台				
	保管容器				
積み込み室	ドアノブ				
	スイッチ (照明)				
	シャッター				
	保管庫扉				
	手洗い場				
	電話機				

次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方 (作り置きはしないこと)

消毒液濃度	次亜塩素酸ナトリウム濃度	希釈方法 (水 3ℓ に対し)
0.1% (嘔吐物等の廃棄)	6%	約 50mℓ
	5%	約 60mℓ
0.02% (拭き取り用)	6%	約 10mℓ
	5%	約 12mℓ

IV 付録

上三川町学校給食集団食中毒緊急対策本部設置要綱

本要綱は、学校給食による集団食中毒発生時における、上三川町教育委員会の対応等について定めるものである。

1 目的

対策本部は、集団食中毒が発生した場合の対応において十分な連絡をとり、発生原因究明、有症者の把握及び二次感染防止に万全を期すため、円滑かつ迅速に処理することを目的とする。

2 組織

発生時において、迅速かつ的確に対応するため、教育委員会に「上三川町学校給食集団食中毒緊急対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

（１）「対策本部」の組織は次のとおりとする。

- ・ 本部長 教育長
- ・ 副本部長 教育総務課長
- ・ 本部員 上三川町学校給食センター運営委員会長
上三川町給食センター所長 小中学校長会会長
食中毒発生校の校長

（本部長は、必要があると認められる場合には、その都度本部員を増員できる。）

（２）運営

- ・ 本部長は、本部会議を召集し、これを主宰する。
- ・ 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは副本部長がその職務を代行する。
- ・ 「対策本部」の事務局は教育総務課とする。

3 所掌事務

（１）①発生状況の把握

②必要な対策、措置

（２）①児童生徒等の健康調査及び情報の収集

②児童生徒等の受診指導

③医療体制の確保

④給食の中止（再開）等の判断

⑤臨時休業の検討

⑥周辺校の状況調査

⑦保護者等の関係者への連絡及び衛生教育

⑧上三川町医師会等の関係機関への連絡

⑨栃木県（県南保健所及び県教育委員会等）への連絡及び報告

⑩いじめ等防止のための指導

⑪その他必要な事項

報道機関への対応、町議会への連絡、町民からの問合せ窓口の設置
情報の提供、町民等に対する啓発 児童生徒への心のケア

4 その他

食中毒の対策の改善を図った場合には、学校給食における食中毒発生（疑い）時の対応マニュアルを必要に応じて改訂する。

事務局内の主な役割分担

役 割	事 務 分 掌	担 当
総 括	1 対策本部の総括 発生状況の把握 対策本部会議の開催 対応内容のまとめ 2 食中毒発生校との連絡窓口 3 県への連絡 4 医療体制の確保	課長 課長補佐
広 報	1 報道機関への対応 2 町議会・町関係課への連絡 3 町民からの問い合わせ窓口	管理主事 庶務管理係
指 導	1 児童生徒及び教職員等の健康調査 2 児童生徒及び教職員等の受診指導 3 周辺校の状況調査 4 いじめ等の防止対策	指導主事 学校教育係
調 査	1 県への報告 2 職員の健康調査（受託者への依頼を含む） 3 職員の検査（受託者への依頼を含む） 4 情報収集及び報告書作成 5 原因究明及び再開にむけての見直し	学校給食センター

参考資料

学校給食衛生管理基準

（平成21年文部科学省告示第64号）

学校給食衛生管理基準の取扱いについて

（平成29年8月25日 29初健食第19号）

学校における感染症・食中毒の予防対策、発生時の措置等について

（平成31（2019）年4月1日 学安第5号）

久喜市の学校給食における危機管理マニュアル（食中毒発生（疑い）時の対応）

（平成30年11月久喜市教育委員会（埼玉県））

学校給食における食中毒（疑い）発生時初動対応マニュアル（主にノロウイルス）

（南部町立学校給食センター（鳥取県））

学校給食における調理従事者等健康異常時（ノロウイルス感染症等の疑い発生時）の対応マニュアル

（平成30年第2版 那須塩原市教育委員会（栃木県））